

2021年度深セン日系企業産業政策交流会

議事録

- ◆時間：2021年7月30日（金）14：30～16：30
 - ◆場所：深セン市フォーシーズンズホテル 牡丹庁
 - ◆主催：在広州日本国総領事館、日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所
深セン市商務局、深セン市人民政府外事弁公室
 - ◆共催：深セン日本商工会
 - ◆次第：（同時通訳）
- 会議司会：深セン市商務局 何峰
- 14：30～14：35 深セン市人民政府艾学峰副市長よりご挨拶
- 14：35～14：40 在広州日本国総領事館亀井啓次総領事よりご挨拶
- 14：40～16：15 質疑応答・意見交換
（司会：日本貿易振興機構広州事務所 清水顕司 所長）
- 16：15～16：20 日本貿易振興機構広州事務所清水顕司所長より総括
- 16：20～16：25 深セン市商務局副局長より総括
- 16：25～16：30 深セン市人民政府吳優副秘書長より総括

ポイント：

- 深セン日本商工会より、新型コロナウイルスへの対策や電力の供給、個人所得税優遇政策、労働契約書の終了時点、人材募集など13の質問・要望を提出。
- 移転価格税制の面で、国内事前確認制度の簡易手続きが2021年度7月26日に公布され、全体的な手続き時間が短縮され、プロセスも簡略され、事前確認制度を活用することで、移転価格リスクを低減させることができるという回答を得た（質問3）。
- また、企業の工業用地が商業用または居住用に変更された場合、用途変更の実施前に、管轄区政府より企業の移転需要を十分に考慮した上、より具体的な移転または補償の方案を制定する旨について説明あり（要望9）。

1. 新型コロナウイルス対策に関する緩和措置について

<背景・課題>

新型コロナウイルスの発生以来、深センにおける外国人向けのビザと就労証の発給は非常に厳しい状況にある。

日系企業の中でも新任の総経理がビザを取得できないために、赴任を見合わせる事例がある。また、グループ会社が香港にあり、新型コロナウイルスの影響から管理職クラスの人員が深センと香港の往来が出来ない状態が1年以上続いている。

また、コロナ対応の影響で、日本人出向者の家族呼び寄せに関する招聘状が発給されず、出向者の精神的負担が増している。また日本からの短期出張者のビザが発行されず、企業の経営、生産に影響を与えている。

<要望・質問>

新型コロナウイルス対策に関する以下の緩和措置をお願いしたい。

1. 深セン市外事弁公室により2021年3月15日付で公布された「深セン市における新型コロナウイルス対応期間中に訪中する外国人のためのビザ招聘状の申請ガイド」により、招聘状発行の条件が厳しくなった。今後、申請の難易度が下がり、申請の条件が流行前のものに戻るのかどうかを教えてください。また、招聘状を発行する際の基準をガイドラインに明記していただきたい。

2. 「深セン市における新型コロナウイルス対応期間中に訪中する外国人のためのビザ招聘状の申請ガイド」について、新規ビザ取得に必要な招聘状発行の基準を明確にして頂きたい。

3. 5月より中国本土から香港へは隔離なしで行けるようになると聞いたが、香港から中国本土へ戻るときは隔離14日間政策が維持される。これに関連し、ワクチン接種を受けた人が隔離免除されるなどの特例措置があれば教えてください。また、今後香港と深センとの間のイミグレーションがどのような条件でいつごろ完全開放されるか教えてください。また、それまでにどのような条件を満たせば隔離不要となるかについて教えてほしい。

4. 中国製、外国製問わず、ワクチン接種者に対しての隔離期間の短縮を検討頂きたい。

5. 外国人向けワクチン接種可能な病院・拠点数、および1日あたりの接種人数を増やして欲しい。

<回答>

(深セン市政府の外事弁公室)

1. 新規ビザ取得において必要となる招聘状の発行について

招聘状は、コロナ対策期間中において、中国外交部移民局の2020年度3月28日の臨時措置により増設された審査プロセスである。この政策の実施以来、深セン市外事弁公室は102カ国に対し8,000通以上の招聘状を発行した。そのうち、日本国籍個人のために発行した招待状は1,506通となり、全体の20%を占め第1位となっている。質問で言及された、2021年3月15日発表の「深センにおける新型コロナウイルス

ス対応期間中に中国を訪問する外国人のためのビザ招聘状の申請ガイド」は、実は深セン市より2020年6月に発表された申請ガイドが更新されたものであり、今回の更新では、主に2月末以降のインド型デルタ株の急速な広がりの影響の下で行われた比較的に大きな政策調整であり、関連政策が以前より一層厳しくなっている。

疫病期間中に外国人が中国に来るための招聘状の管理は、外交部の統一的な配置に基づき、各地域の外事部門より関連部門の協力の下で統一的に計画・実施されている。そのため、今後政策の方向性については、ここでは回答できかねる。関連政策の調整は、コロナ感染状況の実際の変化及び国の統一的な配置に基づき執行されるものである。

招聘状の発行基準に関する原則についてだが、招聘状自体がビザでなく、ビザ申請に必要な公式文書の一つであるため、適用原則としては、一般の行政認可ではなく、ビザ承認の方針と同様の原則とされる。一般的には、国際的な慣行に沿って、必要資料に関する明確な要求事項が公表されているが、その承認及び発行は政府の内部審査次第となる。深セン市政府の外事弁公室は、外交部および省外事弁公室の要求に厳密に従って作業を行い、政策の許可範囲内で申請企業に支援と便宜を提供するよう努めている。

(深セン市口岸弁公室)

2. 外国人入国に関する隔離措置の緩和について

中国本土と香港との間の通関が約1年半以上閉鎖されており、各界から大きな関心が寄せられている。最近、香港でのコロナ感染拡大も有効的に食い止められており、数日間連続での現地感染者ゼロの状態が保たれているため、両地の通関の再開は、社会各界からの注目を浴びている。この課題に関して、現在、中国国務院は、中国香港・マカオ弁公室及び香港特別行政区政府とのコミュニケーションを通して、ワクチン接種を条件に、広東省と香港の通関の再開や予防・抑制措置に関する政策を検討している。疫病予防・抑制政策の調整は、国家権利の下で行われるものであり、広東省及び深セン市では、国家の統一的な措置に基づき執行されているため、深セン市口

岸弁公室としては、具体的なスケジュールについては把握していない。

現在、コロナウイルスの状況が大きく変化しているため、デルタ株を代表に変異した新型コロナウイルスが存在する背景の中で、多くの対策や政策の検討は相応に調整されつつある。現時点では、国からワクチン接種と入境隔離・検疫の関連政策を結びつけるようなの特例措置は公布されていない。また、専門家の意見では、現段階でのワクチン接種の有無を広東省・香港・マカオ間の通常の旅行による移動の再開や外国人入国者の疫病予防・抑制政策の調整の根拠とすることは勧められるべきではないとされている。それは、ワクチンの接種により新型コロナウイルスの感染を100%防ぐことはできず、個人への感染・伝播を100%防ぐことはできないからだ。さらに、一部の変異株の中には免疫逃避現象も見受けられている。目下、中国本土、及び香港・マカオでは、ワクチン接種の普及による免疫バリアーが確立されていないため、現段階では市民へのワクチン接種を推進した後も、疫病予防・抑制の要求を緩和することは認められていない。しかし、今後、香港と中国本土の通関が再開される際には、ワクチン接種を前提条件として、ワクチン接種を受けた者に対してのみ関連の通関政策を適用することができる。

一方、通関再開の前提条件として、まずは、両地での現地感染者がゼロであることが継続的に保たれている必要があり、且つ両地でのコロナ予防・抑制政策が一定程度の一致性を保つ必要がある。この点について、国務院は既に通関再開後の中国本土の対応策や香港から訪中する人々に対するコロナ予防・抑制の要求を検討を推進し、香港政府に対して香港側のコロナ予防・抑制政策を徐々に調整するよう要求している。

広東省と香港における疫病のリスクが概ね抑制され、安定してよい方向へ向かうことを前提として、関連する予防・抑制措置が適宜調整され、優先順位に応じて広東省と香港の間の往来制限が段階的に緩和される見込みである。また、近いうちには重要な経済、貿易、商務及び公務の機能を担う人員の通関往来を少しずつ再開することを検討しているが、具体的なスケジュールはまだ未定である。

(深セン市衛生健康委員会)

5. 外国人向けワクチン接種可能な病院・拠点について

国と省の作業計画に基づき、深セン市では4月から深セン市に滞在する外国人に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を開始した。ただ、深セン市にいる外国人の人数が正確に把握されておらず、且つ外国人の流動状況やワクチン接種に対する個人の意思が明確でないことから、深セン市衛生健康委員会は深セン市の外国人に対するワクチン接種を順序立てて推進し、外国人が安全にワクチン接種を受けられるようにするために、8カ所の病院を外国人向けのワクチン接種病院として指定し、英語や日本語などの外国語が堪能な人員を配置している。前にコロナ感染状況が深刻化した時期には、人々の間でのワクチン接種への意欲が高まり、各指定病院・拠点への予約も増えていた。しかし、直近のモニタリング調査結果によると、福田区香港大学のワクチン接種指定拠点を除いて、他の指定病院・拠点では、接種人数が比較的少ない状況であり、接種ニーズを基本的に満たすことができると思われる。深セン市衛生健康委員会は、今後外国人のワクチン接種のニーズを定期的に評価し、外国人向けのワクチン接種拠点の追加設置や外国人向けの予約番号の増設を検討している。また、市衛健委員会は、ワクチン接種の団体予約を受理することもできるので、必要の場合は市衛健委員会に直接連絡することが可能である。

2. 電力の供給について

<背景・課題>

当社製造業、顧客の納期も数量も短納期、増産も多い。5月21日(金)17時半にテクノセンター担当から翌土曜、日曜の限電連絡があった。納期対応のため、両日出勤計画していたが、使用可能な電力量が不明で現場の出勤は中止、選別と出荷梱包業務にとどた。5月28日(金)16時半、明日明後日の電力先週と同じ。現在、対応に大混乱中。使用制限が、始まった地域もあり、顧客からも照会がきている。

<要望・質問>

1. 政府が電力供給を確保することを希望する。

2. 電力の供給不足により企業の協力が必要な場合は、企業への早めの連絡をしていただくとともに今後の供給計画を説明していただきたい。

3. 電力供給制限について、不足理由と今後政府が行う具体的な対策について教えていただきたい。

<回答>（深セン市供電局）

1. 電力需要ピーク時の緊急調整の状況

今年の5月、広東省および深セン市は、工業生産の急速な回復による電力需要の急増、猛暑の早期到来、及び水不足に起因した西部水力発電稼働率の低下などを主要原因とする影響を受け、深セン市では電力需給が逼迫する事態となり、供給力不足が発生していた。供給不足に対して、深セン市供電局は、国や省による秩序ある電力使用に関する規定に厳密に従い、5月10日から6月4日（5月16日を除く）までの間、電力供給制限を実施した。電力供給制限期間内に、電力供給不足の度合いに応じて、対象企業は週に1～2日、電力需要ピーク時のための緊急調整に協力する必要がある。実は、広東省が全体的に電力供給不足の状況に陥っているため、最近も電力供給制限が実施されている。

2. 今後の電力供給の見通し

広東省及び深セン市の配電部門の予測によると、今年は市全体の電力供給が逼迫しており、夏期（6～9月）には最大110万キロワットの電力不足が予測されている。電力供給部門は、政府部門が承認した秩序ある電力使用計画に従い、対応する予定である。

3. 対策

電力供給制限の通知については、通常電力供給部門は1週間前に、SMSメッセージや電話で関連企業に連絡し、翌週の電力供給制限の実施予定が通知されるようになっており、電力供給制限日の前日にも、改めて再通知されるようになっている。そのため、ほとんどの場合、企業は1週間前に翌週の電力供給制限に関する連絡をもらうことができ、事前にシフト調整を講じることができる。

電力供給部門は、「西電東送」(西部地域の豊富な電力を逼迫する東部地域に送る)の考えの元、広東省および深セン市の地域電力供給の建設、及び電力需要などの要素を総合的に勘案したところ、今年後半にかけて、深セン市の電力はタイトな需給バランスが続く見通しだが、供給は基本的に需要を満たすことができると予測している。同時に、深セン市電力供給局は、深セン市の企業の電力問題を解決するために、積極的な対策をより多く講じる予定である。①まず、各政府部門へ積極的に報告を行う。2021年の電力不足の状況を踏まえ、電力供給部門は積極的に国家エネルギー局南部監督管理局、広東省エネルギー局、市政府に都度報告し、各部門への協力を要請する。②電力ネットワークの最適化を図る。十分な予備電力を確保し、電力ネットワークの安全性と安定性を保証した上で、安全性の確保を前提に電力ネットワークの供給ポテンシャルの深掘りを行う。③重要設備のメンテナンス及び点検・保守管理を強化する。④発電所に配電規律の厳守を促す。⑤細やかで柔軟性のある電力供給制限策を実施する。⑥より効果的な電力供給サービス、及び関連政策の普及や指導を行う。

4. 助言

第1に、企業は事前に生産シフトと対応計画を立て、シフト調整などの対策を講じることで、電力供給制限による生産への影響をできるだけ避けることを推奨する。例えば、週に1～2日の電力供給制限通知を受けた場合、正常な生産活動に影響を与えないよう、当日の生産を週末にシフトするなどの対策が可能となる。

そのうえで、第2に、生産上の必要性がある場合に、電力需要ピーク時の緊急調整の予告通知を受けた際は、区の街頭事務局と当地電力供給局、そして市電力供給局に連絡し、必要であることの説明と裏付け書類を提出した上、審査に通れば電力供給制限の解除が可能である。

3. 移転価格税制について

<背景・課題>

移転価格税制に関しては日系企業の業種・業態は様々である一方、中国における移転価格規定上の記載に一般的な内容が多く、文言についての理解が難しいという声がある。

<要望・質問>

各移転価格方法および利益率指標（特にベリー比、資産収益率等売上高・売上原価を分母で計算しない利益率指標）の運用について、企業の理解と運用を容易にするために、具体的な指針を開示頂きたい。

<回答>（深セン市税務局第四税務分局）

『中華人民共和国企業所得税法』第 111 条及び『国家税務総局の特別税務調査調整及び相互協議手続きの管理弁法の発行に関する公告』（2017 年国家税務総局公告第 6 号）第 16 条から第 22 条までの関連規定によると、移転価格算定方法には、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、利益分割法及び独立企業間原則に合致するその他の方法が含まれている。そのうち、取引単位営業利益法における利益率指標は、EBIT マージン（利息及び税金控除前利益率）、フルコストマークアップ率、総資産利益率、ベリー比率などが含まれる。前述の財務指標の算出方法は以下の通りである。

1. EBIT マージン=利息及び税金控除前利益/営業収入×100%
2. フルコストマークアップ率=利息及び税金控除前利益/総原価×100%
3. 総資産利益率=利息及び税金控除前利益/[(期首総資産+期末総資産)/2]×100%
4. ベリー比率=売上総利益率/(営業費用+管理費)×100%

上記の財務指標の選択は、取引の各当事者が履行する機能、負担するリスク、及び使用する資産を反映したものであることが求められる。利益指標の計算は企業の会計処理に基づくものとし、必要な場合、実際の状況に照らして指標の計算方法を合

理的に調整することができる。

もし企業が今後移転価格により税務局から指摘を受けかねないという不確実な状況において、移転価格税制による課税の発生を未然に防ぎたい場合は、下記の事前確認制度(APA)を利用することも選択肢として挙げられる。

1 つ目が二国間 APA(バイラテラル APA)制度である。二国間 APA 制度とは、企業が今後 3~5 年間の関連会社間取引に対して、両国の税務当局(中国税務局及び日本国税庁)から事前に合意を得る制度である。ちなみに、中国では、深セン市に所在する企業ではじめて二国間 APA 制度が利用されている。

2 つ目が国内 APA(ユニラテラル APA)制度である。国内 APA 制度とは、深セン市における日系企業が、今後 3~5 年間の関連会社間取引に対して、深セン市税務当局のみから事前に合意を得る制度である。具体的には、移転価格算定方法や具体的な財務指標数字に関する合意などが含まれる。事前確認制度を利用する場合、今後 3~5 年間において、企業のクロスボーダー取引において移転価格リスクを抑えることが可能となる。

3 つ目が中国国家税務総局が 2021 年 7 月 26 日付けで公布した『国内事前確認制度に適用される簡易手続き事項に関する公告』(2021 年国家税務総局公告第 24 号)を適用したものである。通常、事前確認制度(APA)の利用には、国内 APA であろうと二国間 APA であろうと、認可までにかかり時間がかかるものである。国内事前確認制度の手続きの簡易化により、①全体のプロセスが 6 ヶ月に短縮され、管轄税務当局は企業の申請書を受領した日から 90 日以内に、企業に対して「課税事項の通知」を送付し、受理するか否かを通知することが規定されている。次に、②従来の 6 段階あったプロセスが、「申請及び評価」、「交渉及び署名」、「実施及び監視」の 3 段階に簡略化されている。さらに、③各段階での具体的なステップや必要資料についても詳しく規定され、より明確化されている。

上述されている事前確認制度を活用することで、移転価格リスクを低減させることができると言える。

4. 個人所得税優遇政策について

<背景・課題>

現行個人所得税法に基づき、年次賞与及び外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係わる優遇政策の有効期限は2021年12月31日まで設定されている。もうすぐ期限切れになるが、当該個人所得税優遇政策の今後の動向を把握したい。

<要望・質問>

1. 優遇政策の有効期間は延長されるのか、教えていただきたい。
2. 深セン市政府は今後個人所得税に関する優遇政策を導入する予定はあるのか、教えていただきたい。

<回答> (深セン市税務局)

中国では、第7次個人所得税改革として、2019年1月1日より新しい個人所得税法が施行されている。個人所得税の税法改正後、同時に公表された『税務局の個人所得税法改正後の関連優遇政策移行問題に関する通知』(財政[2018]第164号)では、従来の年次賞与及び外国籍個人向け諸手当に関する優遇政策に関し、2021年12月31日までの3年間を有効期間とすることが規定されている。2022年1月1日以降、居住者個人が一括の年次賞与を受け取る場合、個人所得税の計算上包括的な所得に加算される。また、住宅や語学研修などの外国籍個人向け手当に対する非課税措置が廃止される。他方、居住者の条件を満たす外国籍個人(即ち住所を有する外国籍個人、あるいは住所を有していないが、同一課税年度において中国における居住期間が183日に達した外国籍個人)は、規定に基づいて6項の専項付加控除を受けられるようになる。

現在、税務局総局より、前述の個人所得税の関連優遇政策の延長に関する通知

はまだ発行されていない。

『中華人民共和国徴税管理法』によると、中国の税収に関する立法権及び解釈権は中央政府にあり、地方政府および税務部門は、国により明文化された減税・免税項目を除き、許可なく減税・免税制度を策定する権限を有していないため、深セン市も当面、個人所得税の地方優遇政策を導入する権限を有していない。前述の優遇政策の延期の有無についても、我々は財政部及び国家税務総局の最新公告を随時確認し、引き続き政策の普及と的確な指導を行い、税務サービスを最適化し、納税者が現行の税制優遇措置を便利かつ迅速に享受できるよう支援していく。同時に、政策の効果を追跡・分析し、積極的に上級部門にフィードバックし、政策の最適化のため合理的な提案を行うよう努めていく。

5. 最低賃金について

<背景・課題>

新型コロナウイルスなどの影響で、多くの日系企業の業績悪化している。その中で労務コストの上昇が続くと、企業は国外への移転を検討するようになる。

<要望・質問>

1. 『深セン市従業員賃金支給条例』意見募集稿では、全市の最低賃金基準については「2年ごとに少なくとも1回調整する」という頻度を「3年ごとに少なくとも1回調整する」へ修正することを提案しているが、既に採択され、実施されたか？今年では最低賃金基準の調整予定があるのか？その場合予定基準をご教示いただきたい。

2. 深セン市最低賃金が高すぎる。業種別に異なる最低賃金を設定して頂きたい。

<回答>（深セン市人力資源保障局）

深セン市政府は2021年4月7日、『深セン市従業員賃金支給条例改正案（草

案)』を政府議案の形で市人民代表大会に提出し、審議を求めた。市人力資源保障局は、市の所得分配システムの改革をさらに推進し、労働者、特に一線労働者(最も基礎的な作業を行う労働者を指す)の報酬を高めるため、「科学的かつ慎重」の原則に基づき、最低賃金政策の評価を毎年行っている。2021年、市人力資源保障局は、「共に建設し、共に管理し、共に享受することを通じて共同富裕を実現するという民衆生活の幸福度のベンチマークの構築を加速する」という目標に焦点をあて、各地の最低賃金政策の実施状況を参考にした上、企業と労働者の利益を十分に考慮し、統計データ、現地調査、アンケート、専門家への相談、三者協議などの方法を総合的に活用して、最低賃金調整計画を提案し、市政府へ提出して採決後に実施する予定である。また、最低賃金が市政府より採決された後に、市人力資源保障局は政策宣伝活動を強化して、政府のホームページなどを通じて、最低賃金調整の具体的な基準や実施スケジュールなどを企業に伝える予定である。

6. 解散・清算に伴う労働契約終了の具体的な時期

<背景・課題>

労働契約法の規定によると、会社が解散・清算を決定した場合、会社は従業員との綱要契約を解除することができるが、雇用契約がいつ終了されるのかは明確に定義されていない。労働契約法には、会社が解散・清算を決定した後に契約を終了できると定められている。ただし、実際の司法判例では、株主が解散・清算を決定した「株主会決議書」に定めた時期に従業員との労働契約を終了できない事案もある。

<要望・質問>

会社が解散・清算を行った場合、会社はどの時期で従業員との雇用契約を一方的に終了できるのかいつなのか教えていただきたい。株主会決議に定めた解散清算日

なのか、又は市場監督管理局などの政府機関において解散・清算の申請や届出を行った日であるのか、教えていただきたい。

＜回答＞（深セン市人力資源保障局）

労働契約法第44条によると、雇用主が早期解散することを決定した場合において雇用契約を終了することができる。現行の法令や司法解釈では、雇用主が早期に解散した場合の雇用契約の終了に関する実体的要件（制度、原則など）及び手続きの要件（手順、時期など）は明確に規定されていない。雇用契約を解除すべきかどうかを判断する際には、企業の独立経営権を尊重すると同時に、労働者に責任がない場合、労働者を保護し、雇用者が解散規定を濫用して労働者の合法的な権利・利益を侵害することを防ぐ必要がある。この原則に従って、仲裁機関は関連事件を審理する際に、一般的に以下の内容を検討要素としている。

1. 雇用者における早期解散の事由の有無。

解散の事由、解散の決定および解散の手続きが会社法の関連規定に従っているかどうかを確認する必要がある。

2. 雇用者が実際に解散の決定を行い、それを実行したかどうか。

審査の結果、事業を停止し、清算プロセスが開始した又はその開始が確定した場合のみ、労働者と労働契約を終了できる前提が成り立つものとする。

3. 雇用者が早期解散のための手続き上の要件を遵守しているかどうか。

通知義務の履行、労働者への解散事由の開示、解散のプロセス、雇用契約の終了の方法と手順などを含む。

上述を鑑み、雇用者による労働契約の終了が適法であるかどうかに対する仲裁機関の判断は、労働契約終了の時点のみに基づくものではなく、実務においては従業員と労働契約を段階的に終了させるケースも見受けられる。ただし、いずれにしても早期解散が実体的要求及び手続き的要求を同時に満たしているかどうかを総合的に審理する必要がある。

7. 残業時間の上限問題

<背景・課題>

労働法には、毎月の残業時間は36時間を超えてはならないと定められているが、実際には従業員の毎月の残業時間が36時間を超える工場は少なくないと思われる。残業した場合には残業代が支給されるため、36時間を超えても従業員からのクレームは一般的にあまり見受けられず、逆に残業時間が少ない場合にクレームが生じる。ただし、従業員との紛争が生じた場合、当該従業員が残業時間の問題について労働当局に告発するおそれがある。

<要望・質問>

労働当局の実務において、1カ月あたりの残業時間が36時間を超えた工場に対してどのような処罰を行うのか。社員の収入と過剰な残業時間との矛盾について、政府は何らかの関連ガイドラインや解決策があるのかどうか教えていただきたい。

<回答>（深セン市人力資源保障局）

雇用者は、労働者の休息権を保護することを前提に、法律に基づいて労働者の時間外労働を手配しなければならず、労働法の関連規定に違反してはならない。雇用者が『中華人民共和国労働法』第41条に違反し、労働者の残業時間を月36時間以上延長した場合、『労働保障監察条例』第25条に基づき、労働保障行政部門は警告を発し、一定期間内に是正を命じ、被害を受けた労働者1人当たり100元以上500元以下の基準で計算した罰金を科すことができる。深セン市人力資源社会保障局は2019年に、深セン市の労働監察行政処分の自由裁量基準を全面的に改訂し、公式サイトで公開した。同基準ではさらに、深セン市の労働監察行政処分の自由裁量権の行使を規制し、行政処分の基準が違反行為の事実、性質、状況、社会的害悪の程

度に見合ったものであることを保証し、違反と刑罰の同等性および刑罰と教育の併用を主張し、市のすべての地区の労働監察機関が法に基づき、合理的な行政処分を実施することを促し、雇用者と労働者の正当な権利と利益を効果的に保護し、法治主義のもとで公正かつ公平な環境を構築することを目的としている。

8. 都市更新における日系企業の土地処理

<背景・課題>

深センの都市化に伴い、一部日系企業においては、設立当時には郊外や工業開発区であった工場の立地も、現在では中心地へと変化した。また、都市計画の政策変更に伴い、土地用途が工業から住宅や商業地に変更され、日系企業の工場が都市更新の対象となるケースがある。

<要望・質問>

都市更新に伴う土地用途の変更申請、容積率、都市更新の手続、税金負担、補償金など様々な面において不明確な点が多数ある。工場の都市更新の政策の明確化と透明化をお願いしたい。

<回答>（深セン市規画・自然資源局）

土地の用途変更問題については、都市更新政策に基づき、都市更新ユニット及び更新の方向性が法定計画の主導的機能と一致していなければならない。法定計画によると、深セン市全体が更新対象地域となっており、深セン市のすべての土地区画の機能について明確な計画が立てられている。企業所在の工場エリアの計画がどのような機能に設定されているかについて、すべて深セン市規画・自然資源局の公式サイトで調べることができる。法定の計画機能が住宅または商業用地の場合、プロジェクトは住宅または商業用地の方向で更新を申請することができる。法定の計画機能が工業用地の場合、工業、産業用途のみに使用されるものとする。

税金の問題について、移転者が財産権の交換を選択した場合、移転補償契約で合意した通り、移転者の名義で交換物件を登記し、法律に基づき、契税(不動産取得税)が免除される。

補償金の問題について、深セン市の都市更新プロジェクトでは、主に市場交渉の原則を採用している。都市更新による移転補償は、財産権(新しい物件)の交換、金銭補償、またはその両方を組み合わせるなどの形で行われ、物件権利者が自主的に選択することができる。

9. 工改工関連政策及び製造業に関する深センの都市計画について

<背景・課題>

深セン市新橋街道万豊社区へ進出してから既に30年以上となり、深セン市と主に成長して来た。工場の所在地は「工業用地赤ライン」にあるが、「工改工」も既に公表されているようだ。

<要望・質問>

1. 政府としてはどのような具体的な政策があり、現地で「工改工」のあとでも企業を存続させられる保護政策があるか？ない場合はその政策を作っていただきたい。

2. (深府規[2021]年1号)「製造業の質の高い発展を推進し、製造業が強い都市を揺るぎなく建築するための若干措置」中の「五. 製造業スペース保障の強化」の(二十二)(二十三)(二十四)の条例に置いてその具体的な執行管理部門、及びその条例の詳細を教えてください。

<回答>

(深セン市規画・自然資源局)

1. 深セン市は、都市更新政策に基づき、「工改工」の撤去・再建類の都市更新を順序立てて推進している。権利主体が単一である撤去・再建類の「工改工」都市更新プロジェクトにおいては、土地情報のチェックと都市更新ユニット計画方案の審査を合わせて行うことができる。

単一の土地の撤去・再建類の「工改工」都市更新プロジェクトであり、かつ単一の権利主体より法定計画の必須内容に従って自ら土地を改造する場合、都市更新ユニット計画を作成する必要はない。その場合、都市更新ユニット計画を申告する主体より、資格を持つ機関に委託し、『深セン市工業区ブロックライン管理弁法』、土壤環境リスク防止などの関連政策要求及び、『深セン市都市計画基準とガイドライン』、建築設計などの関連管理規則及び規定要求に基づき、法定計画の必須内容を実施及び細分化し、計画・設計方案およびマスターレイアウトを作成し、区の都市更新機構へ提示し審査に通ればよい。区の都市更新機構は、計画方案と連動して、実施主体確認文書を直接発行することができ、同時に監督協議書を締結し、その後の計画への許可、土地譲渡及び、建設申請などの手続きを行う。

宝安区政府の要求によれば、都市更新プロジェクトの審査・許可と実施の過程において、国家ハイテク企業、一定規模以上の企業が関与している場合、申告主体から事前に移転及び移転先の手配についての移転方案を区の関連部門に報告し、承認を得る必要がある。万豊社区の都市更新プロジェクトに関与している一定規模以上の企業には、すでに移転方案が設定されているため、「工改工」の終了後、企業の存続と発展のための支援政策については、深セン市工業情報化局に問い合わせることを推奨する。

(深セン市工業情報化局)

企業は、工場所在地の所有権状況を明確にしてから、企業用地が都市更新の整理統合計画に含まれているかどうかを地元の管轄区に確認することが必要である。都市更新の整理統合計画に組み入れられている場合は、その手続き、および都市更新プロジェクトの要件に従って進める必要がある。また、2018年に『深セン市工業区

ブロックライン管理弁法』が公布され、当弁法の主旨は、工業産業用地の全体的なバランスを確保することにある。当該規定に従い、ブロックライン内の工業用地は厳格に保護されるべきであり、その他非工業用途に調整されてはならないとされている。ブロックライン管理弁法が実施される前に、すでに都市更新計画のプロジェクトに入れられた項目であれば、承認された更新方向に従って実施される。

企業は、『深セン市都市更新条例』などの関連政策・法規を参照することができる。2016年における大々的な地区の分権化後に、都市更新に関わる審査・許可や執行などに関連する機能は各区に委譲され、各区が責任を負って自ら関連の支援政策を策定することとなった。

2. 「若干措置」の詳細解釈:

(1) 第二十二條

「若干措置」の第二十二條での整理と準備、地域ごとの改造、保存とアップグレードにかかわる関連業務は、深セン市規画・自然資源局が責任を負っている。産業発展と監督管理に関わる業務は各区が責任を負い、市規画・自然資源局では2020年9月25日に『深セン市重点産業プロジェクト産業発展と監督管理協議(標準文書)』を公布して各区に参考として提供し、産業プロジェクト監督管理の規範化を更に強化し、産業プロジェクト監督管理の厳格な要求を実行している。土地移転メカニズムに関わる関連業務は土地管理部門が責任を負っている。第二十二條の起草背景については、2020年初頭、深セン市規画・自然資源局、深セン市工業情報化局が、産業空間の包括的整備によって産業モデルチェンジ・アップグレードを促進する作業計画を起草したことによる。この作業計画は、「100平方キロメートルの工業区の保留とアップグレード」と「100平方キロメートルの産業空間の整備・改修」という「2つの100平方キロメートル」の概念を提唱している。

産業の監督・管理について、当局では今年、先進製造業、優位性のある伝統産業分野の『深セン市重点産業プロジェクト産業発展と監督管理協議(標準文書)』の検討と作成を行い、2019年9月に発行し、各関連機関に参考として提供している。次の段

階として、市司法局と各区(新区)とが協力して工業用地の全プロセスの管理を強化し、産業発展監督管理協議の履行状況に対し、検査を実施する。検査に不合格であった場合には、関連企業に対し、処罰すべきものは直ちに処罰するようにしなければならず、特に持分譲渡等の方式を通じて、産業用地を投機的に売買する行為に対し、厳しく取り締まらなければならない。

土地譲渡について、一部の遊休産業用地を活性化し、産業用地利用の高効率化を保証するために、用地の性質を変えない前提で、生産開始から一定の年数が経過した工業用地に対し、譲渡管理規定の作成を検討している。本条規定の内容について、我々は市規画・自然資源局と交流し、関連政策の作成を模索することができると考えている。

(2) 第二十三条

「若干措置」の第二十三条での工業園区の関連状況について、市規画・自然資源局では各区にモデル園区の目標となる参考資料を提供するとともに、各区と共同で老朽化した工業園区の改造・更新とモデルチェンジ・グレードアップ作業を推進している。2022年4月までに各区は少なくとも1つのモデル園区事例を構築・完成させる予定である。さらに、市規画・自然資源局は全市の都市リニューアル業務(工業区改造を含む)の主管部門として、旧工業区の改造・グレードアップ作業を推進し、深セン市の工業区のモデルチェンジ・グレードアップを促進するため、『工業区のモデルチェンジ・グレードアップの促進による実体経済の質の高い発展の支援に関する工作方案』を率先して発行した。

第二十三条の起草背景については、深セン市工業情報化局が2018年に深セン工業園区の状況に対して整理したところ、深セン市の工業園区が「小散差」(面積が小さい、場所が分散している、環境が悪い)の特徴があり、大部分の工業園区が各株式会社企業と民間の開発業者によってばらばらに所有されていることが判明したことがある。そのため、深セン市工業情報化局は、工業園区における全体的計画を強化し、統合・アップグレード計画の制定を提言し、これら「小散差」工業園区を迅速にモデル

チェンジ・アップグレードできるよう、土地の一部について市区政府主導によるモデル園区を構築し、模範および牽引の役割を果たしていくことが期待されている。

製造業企業が自社園区に対して「工改 M1」のグレードアップ・改造を行うことを奨励するために、深セン市工業情報化局は各区が各自の実際状況に合わせて奨励方法を作成することを提案している。例えば羅湖区、福田区などの工業売上収入が比較的少ない区域は状況に応じて導入し、宝安区、龍崗区など大規模な工業区に対しては強力な支援が必要である。

(3) 第二十四条

「若干措置」の第二十四条での移転におけるメカニズムなどにかかわる業務は、更新・整備部門及び各区の責任の下で行われる。

第二十四条起草の背景については、移転作業が企業にもたらした影響がい。調査研究のまとめでは、都市更新のスピードが加速しているため、多くの製造業企業は都市更新作業で新しい生産用地を確保することができず、補償金を受け取った後に深セン市を離れるケースが見受けられる。また、一部の企業の周辺では、都市更新の結果、住宅区、商業区が建設されているところもあり、周辺の住民は企業の汚染が生活に影響を与えると考え、企業の退去を要求する状況がある。このような複雑な状況に対して、深セン市工業情報化局は本条規定の中で、「先に移転先を手配し、後に移転する」の原則を明確化にした。同時に、企業にとって、工場のグレードアップ・改造に対する最大の懸念は、一旦工場の改造を開始すると、現在のすべての生産作業に影響が出てしまうことである。そのため、深セン市工業情報化局は各区に対し、必要に応じて「移転のためのサポート区」を設置し、企業に生産を継続できる場所を提供し、企業ができるだけ早く工場のグレードアップ・改造を完成させるようサポートを提供している。

10. 深センの都市計画、工業区の見直し計画について

<背景・課題>

深セン市宝安区に進出している製造企業であるが、深センの都市計画や工業区の見直し計画につき今後の見通しを確認したい。

<要望・質問>

1. 第14次5か年計画が立案され、中国政府の新しい中長期計画が示されている中、深セン市はどのような発展計画をお考えか？特に、深セン市国際展示センター（宝安区福海街道所在）周辺の土地開発計画並びに工場の立ち退き計画などないかを教えて頂きたい。

2. 2023年までに宝安区内の”めっき・基板”関連工場の移転計画があると聞いているが、具体的な計画を教えて欲しい。また、移転先はどこかも知りたい。

<回答>

（深セン市規画・自然資源局）

1. 党中央・国務院の空間計画体系の構築及び実施の監督に関する重要な業務配置を徹底的に実行するため、深セン市は関連書類の要求に基づき、2019年に都市二級国土空間計画を正式に開始した。この国土空間計画は2020年末に完了する予定としており、国際コンベンション&エキシビションエリアの計画建設レベルをさらに向上させるために、「深セン市国際コンベンション&エキシビションセンターエリアにおいて、都市の品質と新開発機能を常に最適化させ、住みやすい、働きやすい、旅先としてもよいエコロジカルな新都市を構築すること」を目指している。深セン市規画・自然資源局は宝安区政府と共同で「深セン国際コンベンション&エキシビション都市コントロール詳細計画」を作成・起草し、早い段階で公開され、社会各界の意見を十分に取り入れて、かつ深セン市政府によって審議、承認されている。計画案では、産業基盤が比較的良好であり、まとまった大規模工業用地については現状のままとし、産業発展エリアを形成し、スマート機器、電子情報、航空、海洋およびその他関連産業を含む強力な主導産業を配置し、港湾機能の最適化

と都市更新を通じて産業のグレードアップを実現することを要求している。

同時に、一部の工業用地はコンベンション&エキシビジョンコア機能エリア、あるいは生活サービスエリアに組み入れられることにより、商業または居住機能に調整される場合がある。この場合、実施前に、企業の移転需要を十分に考慮し、管轄政府機関により具体的な移転または補償プランを制定するものとする。

(深セン市生態環境局)

2. 関連計画: 深セン市宝安区人民政府が印刷・公布した『宝安区めっき・配線板業界汚染総合整備発展計画(2017-2023年)』(深宝府[2018]43号)によると、めっき・配線板企業環境アクセスをの厳格化し、空間レイアウトを強化し、新設の重金属汚染物質の排出を厳格に抑制して、企業の新たな改築・拡大・移転を移転引き受け地の工業園区内で展開させなければならない。

2021年までに茅洲河流域では、現地保留条件を満たすめっき・配線板企業を除き、すべて集中的に入園させ、2023年までには、宝安区は現地保留条件を満たすめっき・配線板企業を除き、すべて移転引き受け地へ集中的に入園させる。

園区内に移転するめっき・配線板企業のクリーン生産レベルは、『クリーン生産基準めっき—配線板業界』(HJ/T314-2006)の要求を満たす必要がある。原材料・補助材料の使用、生産工芸と設備、資源・エネルギー利用の面では、『淘汰落後生産能力、工芸・産品目録』及び、『電子情報製品汚染抑制管理弁法』、『深セン市産業構造調整最適化及び産業誘導目録』等の要求を満たさなければならない。生産廃水は『深セン市めっき・配線板業界生産廃水処理工程設計ガイドライン』、『深セン市配線板業界生産廃水処理工程設計ガイドライン』の要求に基づいて、分質分流する。排水処理管網は統一した地下パイプライン回廊に敷設する。茅洲河流域沿線の重金属汚染にかかわる企業と宝安区内の新たに認可された重金属汚染にかかわる企業は、率先して園区に移転するものとする。

移転引受地: 江碧環境生態産業園、範囲は東は松福大道まで、西は茅洲河まで、北は広深高速道路まで、南は沙井河まで。総用地面積は約 1.39 平方キロメートル。

園区の建設には産業用住宅、廃水集中処理施設、危険廃棄物無害化及び資源再生利用基地、分類管網システム、集中給水、熱供給及び関連付帯施設などが含まれる。

11. 環境局経由のクレームについて

<背景・課題>

最近、近隣に建設されたマンションの住民から区環境局経由で臭気に関するクレームを受けている。2020年8月～2021年6月までの間に、区環境局が受けた周辺住民からの臭気に関するクレームは計138件、周りの工場に対する現場確認のために手配した作業員は計422人であった。また、直近3ヵ月以内に48回の測定を行ったが、その結果はすべて基準を満たしている。

我々の工場は15年前から操業しており、排気は環境管制基準値を下回っている。環境局と協力して排気口にセンサーを付けるなど積極的に対応している。区政府および区環境局も企業の状況をよく理解しているが、周辺住民からのクレームは続いているため、企業及び区環境局の大量の人的・物的資源を消費しているのが現状である。

<要望・質問>

臭気クレームは特定の個人による主観的内容(思い込み)だと感じるが、このようなクレームに対して、企業及び区環境局の負担を軽減できるような、より明確な政策を打ち出して欲しい。

<回答> (深セン市生態環境局)

第1に、生産工程の根源の管理・制御を強化するために、企業に第三者の専門技術を使用し、診断してもらい、問題の原因を特定する必要がある。原材料補助材料の

代替や、生産工程の最適化調整などの措置を通じて、生産工程の根源の管理・制御を強化するものである。管轄区生態環境部門と協力して、各改善措置の改善を実行させる。

第2に、処理施設の改造とアップグレードを強化する。企業が「基準達成」をしていることが前提の上、排ガス収集効率の向上などの措置により、排ガス対策施設の基準向上・グレードアップを実現させる。また、企業の車間の密封性、排気ガスの処理の付属施設の正常な運行を確保する。

第3に、情報開示の仕組みを設置する。住民に測定データを理解してもらうためのルートを公開し、工場の入り口にデータを監視するモニターを設置するなどの方法も考えられる。適時に測定データを開示することにより、住民の環境情報を知る権利を確保することで住民の誤解を解き矛盾を解消できる。

第4は、周辺住民との対話・相互信頼の仕組みを構築する。電話、座談会、WeChat グループなど様々な方法で住民と直接対話し、コミュニケーションを保つことができる。住民が提起した訴求に対して、積極的に応じる。

12. 人材募集について

<背景・課題>

ガンラン地区に進出している製造企業であるが、募集の応募者が少ない。慢性的な欠員状態である。入ってもやめるのが早い、1カ月以内に退職者4名（うち、2名は入社の日翌日に退職）。ガンラン地区と言えば、音、油臭立ち仕事及び厳しい製造現場というイメージが浮かぶため、特に事務職の場合は募集の際に場所を告げるだけで断られるケースがある。

ある従業員は10年以上勤務していたにもかかわらず、やはり深セン戸籍を取得できない。また、外地戸籍従業員の子供教育について、公立校に編入不可、私立校の学費が高い。

市の環境開発交通網発達により、周辺物価高騰、家賃がここ2年くらいで5%程度増。従業員の生活が苦しくなってくると、給料がもっと欲しい。しかし、会社利益はそんなに伸びず、宿舎や食堂を手配したいとしても、価格も、物件も難しい。

また、社会保険加入しない地域もあり、社会保険、積立金等々法定通りでは手取り賃金低くなり、競争は不利となっている。

<要望・質問>

1. ワーカー不足、人材不足について、深セン市の現状、政府の対応策を知りたい。企業対応策のアドバイスを教えてほしい。

2. 戸籍取得制限を緩和すること、公立校の数を増やして編入条件を緩和すること、あるいは政府から私立校の学費補助を出すことは可能か？出稼ぎ労働者を安定させるため、子供教育の面で支援策をお願いしたい。

3. 住宅積立基金の引出条件が緩和され、住宅購入のみではなく、賃貸や管理費支払にも引き出せるようになったと聞いていたが、必要資料を明確して頂きたい、また、納税済みの家賃請求書の提出が必要となると家賃の値上げと繋がるので、引き出し要件の緩和や書類の簡素化をお願いしたい。

4. 不動産及び物価の高騰については、政府側の対応策をご教示頂きたい。

<回答>

(深セン市人力資源社会保険局)

1. ワーカー不足、人材不足について

深セン市の2021年6月における都市部の新規就業者数は85,831人で、深セン市の就業人数は12,415,000人に達し、前年同期比6.1%増加しており、深セン市史上最高のレベルに達した。この角度から考えると、深セン市としては、大量の人材を引き付け、深セン市に就職してもらうことができたと考えられる。政府部門は一連の措置を講じて、企業が従業員を募集することを積極的に支援している。

1 つ目はジョブフェア(招聘会)の開催。「春風行動」特別ジョブフェア、民営企業ジョブウィーク、「金秋十月」ジョブフェア、技能人材特別ジョブフェアなどのジョブフェアが毎年平均 200 回以上開催されている。毎年の累計入場人数は約 3 万人で、5,000 社余りの現場求人企業が 20 万以上の採用枠を提供している。

2 つ目は中国普通高等学校卒業生向け合同会社説明会の開催。2020 年には全国普通高等学校卒業生向けの合同会社説明会、及びオンライン会社説明会をそれぞれ一度開催した。各説明会には平均 500 社以上の企業が参加し、5,400 以上の採用枠を提供している。また、入場求職者数は 2.2 万人で、初歩的な就職意向率は 26%となっている。

3 つ目は広東省の省内と省外(下記「省内外」と略す)の労務協力の強化。深セン市の企業の雇用実態に合わせ、労務輸出への適切なマッチングメカニズムを改善し、労働力を輸出する省内外の都市で、対象を絞ったオンラインおよび現地での様々な形態の労働協力活動を実施することで、省内外の労働力を組織化して就業移転することを各企業へ促進し、雇用問題の解決を図っている。2020 年、市人力資源保障局は計 215 社の企業を集め広東省、広西省、山西省、江西省、湖南省、雲南省、貴州省などの省や市を訪問し、計 17 回の労働協力ジョブフェアや学校と企業のマッチング・協力交流活動を行うよう取り組んだ。2020 年 8 月、市人力資源保障局は深センで山西人社庁と山西深セン労務輸出協力協議書を締結し、様々な方法で指導・組織し、労務輸出組織化の程度を高め、山西省の労働力を深セン市に順序立てて合理的に輸入した。それと同時に、深セン市による広西百色、河池などの地域の支援を全面的に推進して、地域を跨ぐ協同マッチングメカニズムを完全化し、特別会、合同会社説明会などの現地ジョブフェアをはじめ、オンラインなどの労務協力方式によって、労務組織化の程度と就業の質を高めるよう努めた。

(深セン市教育局)

2. 出稼ぎ労働者の子女教育における支援策について

(1)公立学校の数の増加について

市委員会市政府は公立中小学校の入学許可人数の増加を非常に重視し、『深セン市人民政府弁公庁の中国普通高等学校の建設案(2020～2025年)の公布に関する通知』(深府弁函[2019]286号)と『入学許可人数の増加を加速すること及び基礎教育の質の向上を推進することに関する実施意見』(深発[2020]11号)を相次いで公布した。

『中国普通高等学校の建設方案(2020～2025年)』によると、全体的な計画、段階的な実施、全力推進の原則要求に従って、大胆な革新と重点的に突破を行い、深セン市の普通高等学校の建設を推進し、合理的な規模と最適化された構造の公立・私立普通高等学校と中等専門学校の教育体系を構築することが言及されている。2025年に公立普通高等学校数を49校へ拡張し、公立普通高等学校の入学許可人数を9.7万人、公立職業高級中学の入学許可人数を3.4万人(2022年に公立普通高等学校の入学許可人数を6万人、公立職業高級中学の入学許可人数を1.6万人増加)まで増加させる。

また、『入学許可人数の増加を加速すること及び基礎教育の質の向上を推進することに関する実施意見』によると、全体的な計画、段階的な実施の原則要求に基づき、大胆な革新と重点的に政策を推進し、2025年に公立義務教育の入学許可人数を74万人(2022年に公立義務教育の入学許可人数を29万人増加)増加させ、十分な資源、選択の多元化、優れた質を備えた新しい開発パターンを構築し、よりハイレベルな教育現代化を実現する。これら2つの文書の実施は、深セン市の深刻な公立中小学校の入学許可人数の現状を緩和することができるであろう。

(2)入学条件及び私立学校手当について

深セン市の義務教育の学生募集は、『深セン市における非深セン戸籍の子供向け義務教育管理方法』(深府規[2018]3号)の要求に従い、近接する学校への入学試験を免除、ポイント制入学政策を実行し、居住証を入学の主要根拠とし、「2つの1年以上」(両親双方または一方が有効な深セン経済特区居住証を有し、かつ深センに1年以上居住し、社会保険(養老保険と医療保険)に継続的に1年以上加入した場合)

という条件を満たせば、その子供は義務教育公立学校のポイント制入学を申請することができる。

もし公立学校に配属できず、私立学校に入学する場合、義務教育入学枠手当を受け取る事が可能。小学校は1学年ごとに7,000人民元で、中学校は1学年ごとに9,000人民元である。各区の教育行政部門は公開・公平・公正に入学枠を配分する。それと同時に、深セン市の義務教育は国家・省・市の関連優待政策を実施している。烈士・条件に合致する現役軍人・退役軍人・消防救急隊員・公安英雄模範・公務により殉職、障害を負った警察・ハイレベル人材など優遇政策を受ける人員の子供に対して、教育優待政策を実施している。義務教育の優待政策を享受する学生名簿は社会に公開しなければならない。

企業の従業員に対しては、深セン市の義務教育の学生募集政策を理解し、事前の子供の入学に関する準備を行うことを推奨する。具体的には以下の通りである。

1 つ目は、企業は深セン市の入籍政策を宣伝する。例えば、従業員が戸籍を深セン市に移した場合、その子供は戸籍転入による深セン戸籍の関連待遇が享受できる。基本的に戸籍があれば公立学校学位を保障することができる。2 つ目は、企業は積極的に従業員が深セン市の居住証を申請するように有利な条件を与え、従業員の子供がポイント制入学を申請する利便性を与える。

3 つ目は、条件に合致する企業人材またはキーとなる従業員は、深セン市の人材政策に従ってハイレベル人材資格証明書の発行を申請することが可能で、その子供はハイレベル人材の子供に関する入学優遇政策を享受することができる。

(深セン市住宅建設局)

3. 住宅積立基金の引出条件について

深セン市の住宅積立金の引出について、特に証明資料の提出は要求されていない。深セン市で住宅を持っていない従業員は、WeChat のミニプログラム「粵省事」、アリペイのコンテンツ「市民センター」、携帯アプリ「i 深セン」で、家賃支払のための住宅積立金の引出をオンラインで申請することができ、システムはオンタイムで審査の上

通過できるので、「書類提出不要、現場手続不要」という、手続きの簡素化を実現している。

(深セン市市場監督局)

4. 不動産及び物価の高騰について

市場監督管理局の主要職責は、法律・規則に基づき価格違法行為や不正競争行為を調査、処分し、国家及び省局の独占禁止法の執行に協力することである。家賃物価の上昇について、市場監督管理局の対応策は以下の通りである。

『中華人民共和国価格法』第 18 条、第 19 条に基づき、国民経済の発展及び人民の生活との関係が重大なごく少数の商品価格、希少資源の商品価格、自然独占経営の商品価格、重要な公共事業価格、重要な公益性サービス価格について、政府は必要に応じて政府指導価格又は政府決定価格を実行することができ、かつ中央決定価格リスト及び地方決定価格リストに組み入れることができると規定されている。

『中華人民共和国価格法』第 18 条に基づき、政府指導価格又は政府決定価格を実行する商品及びサービス以外は、現在大多数の商品及びサービスの価格は市場調整価格を実行しており、中央決定価格リスト及び地方決定価格リストに組み入れることができるか否かは、価格主管部門より決定される。例えば深セン市では発展改革委員会によって制定される。

市場調整価格を実行している商品とサービスの価格について、当局は『中華人民共和国価格法』、『商品とサービスに対する価格提示についての規定』、『価格違法行為処罰規定』などの法律法規に基づいて監督管理を行い、市場主体は営業場所、公式サイト、携帯アプリなどのルートを通じて、明確で、わかりやすい形で商品とサービスの価格を公示する必要がある。表示価格以外のいかなる未表示の費用を受け取ってはいけない。

不動産の家賃価格は、主管の関係部門によりマクロコントロール政策が制定されている。不動産の家賃の高騰に関する政府側の対応策について、深セン市住宅と建設局の回答は以下の通り:

深セン市は、2019年に相次いで『深セン市人民政府による住宅賃貸市場の規範化及び住宅賃貸価格の安定に関する意見』（深府規〔2019〕7号）及び、『深セン市人民政府による産業用不動産賃貸市場の規範化及び賃貸価格の安定に関する若干の措置（試行）の発行に関する通知』（深府規〔2019〕8号）などの政策措置を発表し、賃貸市場の規範化、住宅と産業用不動産の賃貸価格の安定化を図っている。

政策実施の過程で、相次いで不動産賃貸企業の届出制度を確立し、不動産賃貸契約の書式文書を発表し、不動産賃貸市場に対する特別整備などの行動を継続的に展開し、家賃の投機的な引き上げ行為に厳しく取り締まり、不動産賃貸市場の環境を持続的に最適化し、不動産賃貸市場の秩序を維持するよう努めている。

また、深セン市は各種不動産の家賃相場について継続的に監視・測定を行い、深セン市住宅建設局は全市の各種不動産の賃貸参考価格の編成作業（日本国土交通省が行う住宅市場動向調査に類似）を展開し、家賃の透明度を絶えず高め、賃貸当事者に平等協議の上、合理的に家賃を確定するよう指導している。ビジネス環境と密接な関係がある工場などの産業用不動産賃貸市場を規範化するために、わが市は産業用不動産賃貸公示板制度を実行し、産業園區に家賃、水道・電気料金、工場などのエレベーター、階段、廊下などの共有部分の面積共有持分割合などの主要な賃貸情報に関して、公示板を通じて公開することを義務づけ、制度上から、巧妙な名前で恣意的な料金を請求したり、共有持分の名目で偽装して家賃を引き上げたりする賃貸人の悪質な行為を効果的に抑制している。

13. 定期的なビジネス交流について

<背景・課題>

日本国内において、日本人に中国・深センのことをより知ってもらいたいと存じます。そのことによって深センの企業と日系企業のJVや共同プロジェクトも増えていくのではないかと存じます。

<要望・質問>

対日本、対日系企業とより深くより多く交流を深めていくためにも、深セン市政府主催で、深セン市と日本の都市との定期的なビジネス交流(コロナ禍がなくなったら、テーマを決めて隔年で訪日・訪中とかをできるなど)を行っていただききたい。

<回答> (深セン市商務局)

日本は、深セン市にとって重要な投資元の国の一つである。市政府は日本との経済・貿易交流を非常に重視しており、コロナ禍の前は、深セン市商務局は毎年日本の異なる都市で投資促進会を開催したり、重点企業を訪問していた。2020年には、深セン市政府の主要要人が訪日の計画をしており、そのために深セン市商務局と数々コミュニケーションや準備を行っていたが、新型コロナウイルス肺炎流行により訪日予定は延期されることになってしまった。とはいえ、コロナウイルスの流行状況であっても、商務局は、ここ2年において、日本との経済貿易交流について、オンラインによる交流活動を行ってきた。今年も、深セン・香港の投資・ビジネス環境をアピールし、日本企業の深セン・香港への投資を誘致するために、深セン市は香港投資促進局と共同で9月に日本で投資・ビジネス環境の紹介会を開催する予定である。

また、深セン市商務局は世界に四ヶ所経済貿易代表処を設置している。日本と中国の交流・連携を積極的に推進するために、東京に在日深セン経済貿易代表事務所を設置している。日本と深セン市の交流窓口としてご活用頂きたい。

今後深セン市は引き続き日本の各都市と定期的に特定のテーマで、双方向の投資促進のための交流活動を開催することを検討している。新型コロナウイルスが落ち着いて、経済貿易交流が正常化したあかつきには、訪日、訪中のいずれにおいても年に一回のみではなく、複数回の往来活動を実施できると信じている。

以上

(注) 本資料で記載している「政府回答」は、政府側から事前に提示された回答・当日の回答内容・事後の書面回答を取りまとめ、ジェトロで仮訳したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載